

## 平成 2 9 年度公共事業の評価に関する意見書

【 素 案 】

平成      年      月      日

京都市公共事業評価委員会

平成 年 月 日

京都市長 門川 大作 様

京都市公共事業評価委員会

委員長 戸田 圭一

## 平成 29 年度公共事業の評価に関する意見について

京都市公共事業評価委員会（以下「本委員会」という。）は、京都市が実施する公共事業の評価について、客観性及び透明性を確保するため、意見を述べる第三者機関として、平成 10 年 12 月 25 日に設置された。本委員会は、平成 10 年度から平成 28 年度までの間に 197 事業に対して審議を行い、意見を述べた。

本年度は、平成 29 年 12 月 18 日までに、再評価の対象となった 8 事業と事後評価の対象となった 3 事業について、3 回の審議を行い、本委員会の意見を下記のとおり取りまとめたので提出する。

今後、京都市においては、本委員会の意見を参考として評価を進めるとともに、公共事業の推進に当たっては、事業の効率性及び実施過程の透明性の向上並びに関係者の合意形成に一層努めるよう求めるものである。

### 記

#### 1 本委員会における審議経過

本年度は、別紙 1 の 8 事業が再評価の対象となり、また、別紙 2 の 3 事業が事後評価の対象となった。

再評価の対象となった 8 事業については、平成 24 年度に再評価が行われ、本委員会において「事業継続」は妥当であると判断した事業であるが、再評価実施後 5 年間を経過した本年度も、まだ継続中であることから、改めて再評価が行われた。

事後評価の対象となった 3 事業については、平成 24 年度に事業が完了したことから、事後評価が行われた。

本委員会は、京都市から各事業の内容や効果、対応方針（案）などの説明を受け、その妥当性について詳細に審議を行い、その結果を取りまとめた。

なお、平成２０年度及び平成２５年度から平成２７年度までに再評価を行い、現在も継続中である別紙３の２２事業については、平成２８年度までの実績等の報告を受け、事業進ちよくの確認を行った。

## ２ 全体についての意見

再評価の対象となった８事業については、京都市の対応方針（案）のとおり、事業を継続することが妥当であると判断した。いずれの事業も、安心・安全で快適なまちづくりを進めるうえで、早期の完成が望まれる。

次に、事後評価の対象となった３事業については、事業効果が発現し、目的が達成されていることから、京都市の対応方針（案）のとおり、今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しの必要性はないと判断した。

事業の実施に当たっては、当該事業への理解を深めるだけでなく、他の事業への理解にもつなげていくため、市民協働の取組や環境・景観面での工夫などについて、これまでに以上に積極的な情報発信を行うべきである。

## ３ 個別事業に対する意見

### <再評価>

#### （１）街路事業 中山石見線

本事業は、伏見向日町線及び長岡京市域の外環状線等とあわせ、京都市西部地域の幹線道路網を形成し、交通渋滞の解消と生活道路への通過交通の流入抑制を図るものである。

周辺では、外環状線や京都第二外環状道路等が既に完成している中、本事業においても、残る１件の買収地である共同墓地については、移転に向けた合意を得つつある。更なる事業進ちよくを図ることで、早期に京都市西部地域の幹線道路網を形成し、事業効果を発現させる必要があることから、「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

#### （２）街路事業 伏見向日町線

本事業は、中山石見線及び長岡京市域の外環状線等とあわせ、京都市西部地域の幹線道路網を形成し、交通渋滞の解消と生活道路への通過交通の流入抑制を図るものである。

周辺では、外環状線や京都第二外環状道路等が既に完成している中、本事業におい

ても、進捗率は95%に達している。中山石見線の進捗よくとあわせ整備を進め、早期に、幹線道路網として、事業効果を発現させる必要があることから、「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

なお、沿道住民の愛着や利用者の満足度を更に高めるよう、緑化等の実施が求められる。

### （３）街路事業 御陵六地藏線（第三工区）

本事業は、山科地域と醍醐地域を南北に結ぶ幹線道路を整備することにより、交通渋滞を解消し、地域交通の円滑化を図るとともに、歩道の新設により、歩行者の安全性を確保するものである。

地元住民から早期の事業完了を望む声が多いことに加え、前回の再評価以降、11筆の用地を買収するなど、事業が進捗よくしていることから、「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

なお、より効果の高い区間の工事を先行して着手するなど、早期に事業の効果を発現させることで、事業への理解を更に深めることが求められる。

### （４）河川事業 西野山川

本事業は、西野山川の支川断面を拡幅するとともに、本川と支川の間に捷水路（ショートカット水路）を整備することにより、本河川の流下能力を高め、流域の治水安全度の向上を図るものである。

本河川の流域では、市街化の進行により、雨水流出量が増加し、浸水被害が発生していることや、地元住民からも本事業の推進を望む声が多いことから、「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

### （５）河川事業 西高瀬川（有栖川工区）

本事業は、西高瀬川の河川断面を拡幅することにより、本河川の流下能力を高め、流域の治水安全度の向上を図るとともに、潤いのある水辺空間を創出し、地域のまちづくりに貢献するものである。

本河川の流域では、市街化の進行により、雨水流出量が増加し、浸水被害が発生しているため、事業効果を早期に発現させる必要があることから、「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

#### （６）河川事業 善峰川

本事業は、善峰川の河川断面の拡幅及び平面線形の改良を行うことにより、流域の治水安全度の向上を図るとともに、多自然川づくりを推進し、「人と河川のふれあいの場」を提供するものである。

本河川の流域では、洪水による浸水被害が発生していることや、地元住民からも本事業の推進を望む声が多いことから、「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

なお、より多くの方に、「人と河川のふれあいの場」を実感いただき、これまで以上に事業への理解を得るため、善峰川の魅力や整備内容の情報発信など、訪れる人を増加させる取組が求められる。

#### （７）都市公園事業 宝が池公園（広域）

本事業は、宝が池を中心に、周辺の自然環境を活かし、都市防災、スポーツ、レクリエーション、自然教育、憩い等の多様な機能を有する広域公園を整備するものである。

事業の投資効果に加え、体育館の整備についての市民ニーズが高いことから、「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

#### （８）住宅市街地総合整備事業 東九条地区

本事業は、地区の防災性の向上や住環境の改善に加え、「文化芸術」や「若者」を新たな基軸とした地域活性化や様々な人が心豊かに住み続けられるまちづくりに向け、老朽住宅の買収や除却、公共施設の整備等を実施するものである。

老朽住宅等の買収・除却が９９％完了していることに加え、コミュニティ住宅、改良更新住宅及び地区施設の整備は完了している。公園・緑地及び道路の整備など、更なる事業進ちょくを図り、事業効果を発現させる必要があることから、「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

## <事後評価>

### (1) 街路事業 向日町上鳥羽線（第一工区）

本事業は、向日町上鳥羽線（第二工区）とあわせ、国道１７１号久世橋付近の慢性的な交通渋滞の緩和や地域の利便性の向上を図るものである。

本事業によって、国道１７１号久世橋付近の交通混雑が緩和するとともに、京都市南西部から市内中心部へのアクセスが向上するなど、事業による効果が発現していることから、「今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しの必要性はない」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

### (2) 街路事業 向日町上鳥羽線（第二工区）

本事業は、向日町上鳥羽線（第一工区）とあわせ、国道１７１号久世橋付近の慢性的な交通渋滞の緩和や地域の利便性の向上を図るものである。

本事業によって、国道１７１号久世橋付近の交通混雑が緩和するとともに、京都市南西部から市内中心部へのアクセスが向上するなど、事業による効果が発現していることから、「今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しの必要性はない」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

### (3) 道路事業 主要府道大山崎大枝線（沓掛工区）

本事業は、通過交通を京都第二外環状道路に転換し、安全で円滑な道路交通を確保するとともに、地域の活性化を図るものである。

本事業によって、国道９号に集中する通過交通が分散するとともに。歩道整備により、歩行者及び車両等の安全で円滑な交通が確保されるなど、事業による効果が発現していることから、「今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しの必要性はない」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

## 平成 29 年度 再評価対象事業一覧

## 再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業  
 ② 事業採択後 10 年間（廃棄物処理施設整備事業については 5 年間）を経過した時点で継続中の事業  
 ③ 再評価の実施後 5 年間を経過した時点で継続中の事業  
 ④ 事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする事業  
 ⑤ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

| 種別        | 番号 | 事業名              | 事業概要                    | 採択年度 | 該当条件 | 経過年数 | 備考          |
|-----------|----|------------------|-------------------------|------|------|------|-------------|
| 街路事業      | 1  | 中山石見線            | 延長 L=1,059m<br>幅員 W=25m | H5   | ③    | 25   | 平成24年度再評価実施 |
|           | 2  | 伏見向日町線           | 延長 L=1,104m<br>幅員 W=32m | H5   | ③    | 25   | 平成24年度再評価実施 |
|           | 3  | 御陵六地藏線<br>(第三工区) | 延長 L=632m<br>幅員 W=15m   | H4   | ③    | 26   | 平成24年度再評価実施 |
| 河川事業      | 4  | 西野山川             | 延長 L=635m<br>幅員 W=9.8m  | H5   | ③    | 25   | 平成24年度再評価実施 |
|           | 5  | 西高瀬川<br>(有栖川工区)  | 延長 L=560m<br>幅員 W=20m   | H5   | ③    | 25   | 平成24年度再評価実施 |
|           | 6  | 善峰川              | 延長 L=2,100m<br>幅員 W=28m | S63  | ③    | 30   | 平成24年度再評価実施 |
| 都市公園事業    | 7  | 宝が池公園<br>(広域公園)  | 面積 A=128.9ha            | S49  | ③    | 44   | 平成24年度再評価実施 |
| 総合住宅整備事業地 | 8  | 東九条地区            | 面積 A=9.43ha             | H5   | ③    | 25   | 平成24年度再評価実施 |

## 平成 2 9 年度 事後評価対象事業一覧

## 事後評価対象事業の該当条件

- ①新規事業採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後 5 年以内（廃棄物処理施設整備事業にあつては、事業完了後 7 年以内）の事業
- ②市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

| 種別   | 番号 | 事業名                 | 事業概要                         | 採択年度 | 該当条件 | 完了年度 | 備考                |
|------|----|---------------------|------------------------------|------|------|------|-------------------|
| 街路事業 | 1  | 向日町上鳥羽線<br>(第一工区)   | 延長 L=395m<br>幅員 W= 22m       | H1   | ①    | H24  | 平成 21 年度<br>再評価実施 |
|      | 2  | 向日町上鳥羽線<br>(第二工区)   | 延長 L= 1, 045m<br>幅員 W=22~39m | H8   | ①    | H24  | 平成 22 年度<br>再評価実施 |
| 道路事業 | 3  | (主)大山崎大枝線<br>(沓掛工区) | 延長 L= 600m<br>幅員 W=23. 75m   | H12  | ①    | H24  | 平成 21 年度<br>再評価実施 |

## 平成29年度 フォローアップ対象事業一覧

| 再評価<br>実施年度 | 種 別       | 番号 | 事 業 名                   | 進捗率 (%) |      | 備考           |
|-------------|-----------|----|-------------------------|---------|------|--------------|
|             |           |    |                         | H29.3   | 再評価時 |              |
| 平成27年度      | 街 路 事 業   | 1  | 山陰街道                    | 10.9    | 10.9 | ③事業を取巻く状況の変化 |
|             | 土地区画整理事業  | 2  | 上烏羽南部地区                 | 97.4    | 96.4 |              |
|             |           | 3  | 伏見西部第五地区                | 13.8    | 10.3 |              |
| 平成26年度      | 道 路 事 業   | 1  | 一般国道162号(川東拡幅)          | 44.9    | 45.1 | ③事業を取巻く状況の変化 |
|             |           | 2  | 一般国道477号(大布施拡幅)         | 67.3    | 67.3 |              |
|             | 河 川 事 業   | 3  | 旧安祥寺川                   | 84.8    | 54.2 | ⑤その他         |
|             |           | 4  | 新川                      | 79.7    | 69.3 |              |
| 平成25年度      | 道 路 事 業   | 2  | 宮前橋改築                   | 14.7    | 1.3  | ②事業計画の変更     |
|             | 河 川 事 業   | 3  | 白川                      | 71.8    | 71.8 |              |
|             |           | 4  | 西羽束師川支川                 | 58.1    | 55.3 |              |
|             | 土地区画整理事業  | 5  | 伏見西部第三地区                | 83.7    | 82.4 |              |
|             |           | 6  | 伏見西部第四地区                | 44.3    | 41.7 |              |
|             | 住宅地区改良事業  | 7  | 崇仁北部第三地区                | 88.4    | 83.4 |              |
|             |           | 8  | 崇仁北部第四地区                | 77.3    | 70.3 |              |
| 平成20年度      | 下 水 道 事 業 | 11 | 下水高度処理施設整備事業<br>烏羽処理区   | 41.8    | 34.2 |              |
|             |           | 12 | 下水高度処理施設整備事業<br>吉祥院処理区  | 89.1    | 89.1 |              |
|             |           | 13 | 下水高度処理施設整備事業<br>伏見処理区   | 67.4    | 48.9 |              |
|             |           | 14 | 下水高度処理施設整備事業<br>山科処理区   | 32.1    | 32.1 |              |
|             |           | 15 | 浸水対策事業<br>新川排水区         | 46.7    | 6.4  |              |
|             |           | 16 | 浸水対策事業<br>西羽束師川第2排水区    | 80.2    | 72.2 |              |
|             |           | 17 | 下水道改善対策事業<br>東山地域合流式    | 98.4    | 93.5 |              |
|             |           | 18 | 下水道改善対策事業<br>伏見大手筋地域合流式 | 58.0    | 11.2 | ⑤その他         |

### （参考 フォローアップ対象事業の報告方法について）

フォローアップ対象事業の委員会への報告方法については、調書の配布により実施する。ただし、以下の選定基準に該当する場合においては、調書の配布と併せ、委員会において説明を行う。

#### 〈選定基準〉

##### ① 進ちよく状況

- ・ 完了した事業
- ・ 再評価時点※から10%以上進ちよくした事業
- ・ 再評価時点※からの進ちよくが5%未満の事業。ただし、その主な理由が本市の財政状況であるものや、計画通りの進ちよくであるものを除く

##### ② 事業計画の変更

- ・ 再評価時点※から事業完了年度、全体事業費又は事業規模に大幅な変更が生じた事業

##### ③ 事業を取巻く状況の変化

- ・ 事業進ちよく上の課題が解決した事業（土地収用法の適用など）
- ・ 関連事業に大きな計画変更などがあった事業

##### ④ 再評価における意見・指摘

- ・ 再評価時の意見・指摘（事業計画の変更が必要など）について対応を行った事業

##### ⑤ その他

- ・ 委員長が必要とした事業

※ 平成28年度以降に、委員会において説明を行った事業は、以降、再評価時点をフォローアップ説明時点に読み替える。

(参考資料)

- 1 京都市公共事業評価委員会委員名簿
- 2 京都市公共事業評価委員会開催経過

## 1 京都市公共事業評価委員会委員名簿

(敬称略, 五十音順)

| 氏 名                  | 役 職 等          |
|----------------------|----------------|
| くわばら たけし<br>桑原 毅     | 京都新聞社論説委員      |
| しき き み こ<br>式 王美子    | 立命館大学政策科学部准教授  |
| と だ けいいち<br>◎ 戸田 圭一  | 京都大学経営管理大学院教授  |
| なかがわ え み こ<br>中川 恵美子 | 京都市地域女性連合会副会長  |
| ひろおか かずあき<br>廣岡 和晃   | 連合京都事務局長       |
| まいたに か す み<br>舞谷 佳澄  | 京都経済同友会幹事      |
| みやざわ かずとし<br>○ 宮澤 和俊 | 同志社大学経済学部教授    |
| めぐり<br>廻 はるよ         | 京都造形芸術大学芸術学部教授 |
| やまぐち ゆきかず<br>山口 行一   | 大阪工業大学工学部准教授   |

(◎ : 委員長, ○ : 副委員長)

## 2 京都市公共事業評価委員会開催経過

|       | 開 催 年 月 日            | 内 容                                                                                |
|-------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 回 | 平成 2 9 年 7 月 2 4 日   | ・ 平成 29 年度 フォローアップ対象事業の進捗状況等の報告<br>・ 平成 29 年度 再評価対象事業の事業概要等の説明                     |
| 第 2 回 | 平成 2 9 年 9 月 5 日     | ・ 平成 29 年度 再評価対象事業の審議<br>・ 平成 29 年度 事後評価対象事業の審議                                    |
| 第 3 回 | 平成 2 9 年 1 2 月 1 8 日 | ・ 平成 29 年度 再評価対象事業の審議<br>・ 平成 29 年度 公共事業の評価に関する意見書について<br>・ 平成 30 年度 公共事業評価の実施について |